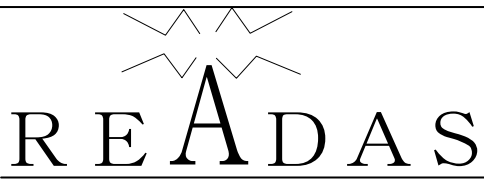


| | | |
|----------------|--|--|
| 第 5892 号 |  リーダスクラブ | 1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2018年)平成30年 2月 8日 木曜日 |
|----------------|--|--|

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 収益の認識基準

Q：平成30年の税制改正では、収益の認識等について明確化が図られるとか。どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

平成30年の税制改正では、収益の認識等について次のような措置が講じられます。

- ①資産の売却もしくは譲渡又は役務の提供（資産の売却等）に係る収益の額として所得の金額の計算上、益金の額に算入する金額は、原則として、その売却もしくは譲渡をした資産の引渡しの時における価額又はその提供をした役務につき通常得べき対価の額に相当する金額とすることを法令上明確にする。
- ②資産の売却等に係る収益の額は、原則として、目的物の引渡し又は役務の提供の日に属する事業年度の所得の金額の計算上、益金の額に算入することを法令上明確化する。
- ③資産の売却等に係る収益の額につき、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って②の日に近接する日の属する事業年度の収益の額として経理した場合には、②にかかわらず、その資産の売却等に係る収益の額は、原則として、その事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入することを法令上明確化する。
- ④返品調整引当金勘定は廃止する。
- ⑤長期割賦販売等に該当する資産の売却等について延払基準により収益の額及び費用の額を計算する制度は、廃止する。

